

こうべ再生リン配合肥料利用促進事業実施要領

(名称)

第1条 本要領の名称は「こうべ再生リン配合肥料利用促進事業実施要領（以下「実施要領」という。）」とする。

(事業の目的)

第2条 下水処理の過程で回収されたリン（こうべ再生リン）を配合した肥料（以下「こうべ再生リン配合肥料」という。）の利用促進を支援し、農業における地域資源循環の推進を図る。

(事業実施主体)

第3条 本事業の実施主体（以下「事業実施主体」という。）は、兵庫六甲農業協同組合とする。

(補助対象事業)

第4条 次に掲げる経費を対象とする。

- (1) 「肥料の品質の確保等に関する法律」に基づき、登録を受けたこうべ再生リン配合肥料及び指定混合肥料として届出されたこうべ再生リン配合肥料の肥料本体代
- (2) 上記(1)の補助金を支払うために必要な振込手数料

(事業対象者)

第5条 次に掲げる要件を満たすものを事業の対象とする。

- (1) 第4条(1)の事業については、神戸市内に住所を有し、第三者に農産物の販売を行っている農業者（法人を含む）・集落営農組織とする。ただし、神戸市外に住所を有し、令和5年6月1日時点で認定されている認定農業者及び認定新規就農者並びに農業に参入している福祉事業を行っている法人については、神戸市内に経営している農地がある場合に限り、補助対象とする。
- (2) 第4条(2)の事業については、事業実施主体とする。

(補助金額)

第6条 補助率及び補助金額は下記のとおりとし、予算の範囲内で補助する。

(1) 第4条(1)の事業について

- ① 「こうべハーベスト10-6-6-2」については、事業対象者の園芸作物の作付面積10aあたり6袋相当額を補助対象の上限とし、事業対象者が令和5年6月1日から7月31日までに事業実施主体に申し込みをし、令和6年1月末までに購入したものを補助対象とする。ただし、実績額が予算額を超える場合は、予算の範囲内で調整する。
- ② 「こうべハーベスト水稲一発型」については、きぬむすめの令和5年産の栽培のために使用もしくは令和6年1月末までに購入されたものを補助対象とし、事業対象者のきぬむすめの作付面積10aあたり2袋相当額を補助対象の上限とする。ただし、実績額が予算額を超える場合は、予算の範囲内で調整する。
- ③ 「こうべハーベスト山田錦用水稲一発型」については、山田錦の令和5年産の栽培のために使用もしくは令和6年1月末までに購入されたものを補助対象とし、事業対象者の山田錦の作付面積10aあたり1.25袋相当額を補助対象の上限とする。ただし、実績額が予算額を超える場合は、予算の範囲内で調整する。
- ④ 上記以外のこうべ再生リン配合肥料の補助上限については、経済観光局局长（農政担当）

が別に定める。

⑤ 補助対象の上限袋数について、端数が生じた場合は、切り上げとする。

(2) 第4条(2)の事業については、事業に要する経費を上限とする。

(事業の実施)

第7条 市長は、神戸市補助金等の交付に関する規則(平成27年3月神戸市規則第38号)(以下「補助金規則」という。)及び経済観光局農政関係所管補助金等の交付に関する要綱(以下「要綱」という。)の定めに従い、補助金交付を行うものとする。

2 事業実施主体は、補助金規則第18条第2項に規定する概算払を受ける場合は次の書類を市長に提出するものとする。

(1) 概算払請求書

(2) その他市長が必要とする書類

3 市長は、前項の請求内容が適当と認めたときは、事業実施主体に対し、概算払で補助金を交付する。

4 概算払の額は、交付決定額の範囲内とする。

(交付申請)

第8条 事業実施主体は、事業を実施する場合、次の書類を市長に提出するものとする。

(1) 補助金交付申請書(要綱様式)

(2) 事業実施計画書(様式第1号)

(3) その他市長が必要とする書類

(事業実績の報告)

第9条 事業実施主体は、事業を実施した農業者等に対して、次の書類の提出を求めるものとする。

(1) こうべ再生リン配合肥料を購入したことが分かる書類(購入伝票等)

(2) 営農面積が分かる書類

(3) 農産物を販売したことが分かる書類

(4) その他事業実施主体が必要とする書類

2 事業実施主体は、本事業を完了したときは、事業を実施した農業者等から提出された書類を基に、次の書類を作成し、市長に提出するものとする。

(1) 実績報告書

(2) 事業実施結果報告書(様式第2号)

(3) その他市長が必要とする書類

(交付額の確定及び精算)

第10条 市長は、事業実施主体から実績報告書等の提出があったときは、要綱第12条の規定に準じて交付額の確定を行う。

2 市長は、前項により補助金等の交付額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、確定した交付額を超える部分の補助金の返還を命じるものとする。

3 事業実施主体は、市長から前項の請求があったときは、期限内に市長の指定する方法で精算しなければならない。

(補助金の返還)

第11条 補助金規則第20条に該当するときは、補助金の全部若しくは一部の返還をさせることができる。

(その他)

第 12 条 この実施要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、経済観光局局长(農政担当)が別に定める。

附 則 この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この要領は、令和 5 年 6 月 1 日から施行する。